

検討事項(附則第2条による)

- 政府は、以下の事項について、法施行(H24.10.1)後3年を目途として、児童虐待や高齢者虐待等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。
 - ① 学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策
 - ② 障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止
 - ③ 障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援
 - ④ 養護者に対する支援等のための制度



附則第2条へのこれまでの対応

- ・ 第5期障害福祉計画の策定のための国の基本指針に、障害者虐待防止法施行後の状況を踏まえ、虐待防止の取組について追記(②、③)

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針における障害者虐待防止に関する対応について追加事項(抜粋)

- 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- 市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。

- ・ 平成29年度障害者虐待対応状況調査において、障害者虐待防止法附則第2条に規定する各機関等における虐待防止のあり方等に関する検討を実施。(有識者による検討、関係団体ヒアリング等)(①)



今後の取り組み

- ・ 平成30年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」において、「養護者支援における多様な対応策の収集・整理」「障害者虐待防止法附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事例への対応や防止を効果的に進めるための検討」等を実施。(①、④)
- ・ 平成30年度厚生労働科学研究「障害者虐待防止研修の効果的なプログラムに関する研究」においてこれまで行った研修についてアンケート調査、ヒアリング等を行い、研修の効果・課題について検証を行い、さらに有識者による検討会を設置し、障害者虐待防止・権利擁護のさらに理解が深まる効果的な研修プログラム及び研修実施マニュアル開発のための研究を実施。(①～④)
- ・ 「障害者虐待の防止と対応の手引き」の改定(附則第2条関係の対応方法など)(予定)
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修(国研修)において、附則第2条関係を踏まえた対応方法の周知(予定)

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針における障害者虐待防止に関する対応について

これまでの基本指針への記載事項

- 指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 都道府県及び市町村は、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。
- 市町村は、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに市町村障害者虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。

追加記載事項

- 都道府県及び市町村は、
 - ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に行うこと。
- 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- 市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。
- 指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要であること。

平成29年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」について

概要

- 有識者などで構成する検討委員会を開催し、過去の重篤な虐待事案の収集・分析、現行の障害者虐待防止法の施行状況を踏まえた課題等について整理するとともに、障害者虐待防止法附則第2条に規定する各施設での虐待防止のあり方等に関する検討を行う。

検討委員等

- 調査研究実施主体：一般財団法人 日本総合研究所
- 検討委員
 - ・小山 聡子(日本女子大学 教授)
 - ・志賀 利一(のぞみの園 事業企画局研究部長)
 - ・曾根 直樹(日本社会事業大学 准教授)
 - ・野村 政子(東都医療大学 講師)
 - ・増田 公香(横浜市立大学 教授)

※ 関係省庁・関係部局がオブザーバーとして適宜出席

- ・文部科学省初等中等教育局(学校)
- ・子ども家庭局(保育所)
- ・障害保健福祉部精神・障害保健課(精神科病院)

スケジュール等

- 平成29年9月～平成30年3月：検討会を5回開催し、整理・検討を実施。
- 学校、医療機関等の関係団体(4団体)及び障害者当事者団体(6団体)にヒアリングを実施

(ヒアリング実施関係団体)

- ・全国特別支援学校長会
- ・(公社)日本精神神経科診療所協会
- ・(社福)日本保育協会
- ・(公社)日本精神科病院協会

(ヒアリング実施障害者団体)

- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・(公社)全国精神保健福祉会連合会
- ・日本発達障害ネットワーク
- ・(一社)日本メンタルヘルス ピアサポート専門員研修機構
- ・JDF(日本障害フォーラム)
- ・(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会

検討の範囲・対象の設定

- 附則第2条の規定のうち、学校、保育所等、医療機関、官公署等（以下「附則第2条関係機関」という。）における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策について検討
- そのうち、本事業では、障害者虐待防止の実効性を高める方策の検討を目的に、**附則第2条関係機関における虐待防止のあり方について、通報義務に関する点も含めて検討**

検討結果のポイント

（1）附則第2条機関を通報義務に含めることについての課題の整理

- ① 障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じる。
- ② 各機関における虐待に類似した事案を防止する学校教育法や精神保健福祉法等の既存法令と重複する部分の調整の必要性が生じる。

（2）既存の法制度において対応可能なことの充実・強化

- ①、② 障害者虐待防止法上の間接防止措置（研修の実施、相談体制の整備）の実効性の確保
- ③ 附則第2条関係機関における虐待に類似する情報（体罰、重大事故等）の把握、蓄積、公表
- ④ 学校教育法における体罰禁止の規定や障害者差別解消法による合理的配慮規定など、既存法令で対応可能な点の周知徹底

（3）障害者虐待対応における運用上の工夫

- ① 自治体の虐待防止担当部署と附則第2条関係機関との日頃からの関係づくりの促進
- ② 国手引き（マニュアル）等における関係づくりのノウハウや引継先との効果的な連携方法などの紹介

平成30年度 障害者総合福祉推進事業 「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」

1. 事業目的

- ① 養護者支援における多様な対応策の収集・整理について
- ② 障害者虐待防止法附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事例への対応や防止を効果的に進めるための検討
- ③ 上記①、②の結果をふまえ、虐待対応や未然防止に向けた取組を行う市町村に対する情報提供

2. 事業内容

(1) 検討委員会の設置

本研究事業を効果的に推進するため、学識経験者や自治体職員により構成される検討委員会を設置し、養護者支援における多様な対応策を収集・整理するとともに、附則第2条関係機関における虐待を防止するために効果的な体制や対応に関する検討を行う。

委員構成は5名(学識経験者:3名、自治体職員:2名)オブザーバー:厚生労働省社会・援護局障害福祉課

(2) 実態調査の実施

① アンケート調査(1741市町村)

<調査項目(案)>

ア. 養護者支援

- ・自治体概要(人口、過去3年度分の障害者虐待件数(相談件数、認定件数)等)
- ・市町村における養護者支援の取組経験
※養護者に対してアセスメントを行い、必要な支援を組み立てた結果、虐待が解消し、養護者(家族を含む)の生活再建が図られた事例」の概要、取組や工夫、課題等

イ. 附則第2条関係機関

- ・「学校」、「保育所等」、「医療機関」における長に義務付けられている「間接的防止措置」の実施に関する周知徹底や実態把握の取組状況(法第29条～第31条)
- ・「学校」、「保育所等」、「医療機関」における長や所管部署・機関と連携して行っている取組内容
- ・附則第2条関係機関における障害者虐待が疑われる事例を受け付けた経験、件数
- ・(附則第2条関係機関における障害者虐待が疑われる事例を引き継いだ経験がある場合)事例概要

② ヒアリング調査(市町村(10か所程度を想定)、関係機関・団体)

事前に候補としてあげた市町村に加え、①で収集したヒアリング調査候補先から、本事業の目的に資するような市町村を選定し、ヒアリング調査を実施する。また、附則第2条関係機関における虐待を防止するための取組についても同様に、多様な事例を収集することをめざす。

平成30年度 厚生労働科学研究 障害者虐待防止研修の効果的なプログラム開発のための研究

研究目的

障害者虐待防止法施行後、対応状況調査を通じてその実態が明らかになってきている。特に虐待防止センターへの通報やその対応など自治体の役割が重要であることが示唆された。こうした状況を受けて、これまで都道府県向けに開催してきた障害者虐待防止指導者養成研修の内容等の見直しが必要となっている。



【1年目】

- ① 研修課題の分析アンケート調査、ヒアリング等を行い研修の効果・課題を検証。
- ② これをもとに、有識者による検討会を設置する。
- ③ 障害者虐待防止・権利擁護のさらに理解が深まる効果的な研修プログラム及び研修実施マニュアルパッケージの開発を行う。

【2年目】

- ④ 研修プログラムの効果測定と新たな視覚教材・実施方法を開発。
- ⑤ 全国で研修効果の均質化・標準を進めるためのネットワークや人材教育データベースの構築、スーパーバイズのモデル実践を行う。